平成２８年（家）第２６７１号
本籍大阪府大阪市東住吉区北田辺１丁目41番地、最後の住所大阪府大阪市東住吉区北田辺１丁目３番２号
不在者　藤本　嘉光
昭和４年11月16日生
平成29年３月15日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第３１１５号
本籍京都府京都市下京区西七条南東野町92番地、最後の住所大阪府大阪市西淀川区歌島１丁目13番13号
不在者　木下　宏明
昭和34年５月25日生
平成29年３月15日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第４４２号
本籍愛媛県今治市共栄町４丁目２番地１、最後の住所愛媛県今治市山路456番地
不在者　正岡　　操
昭和６年２月４日生
平成29年３月14日失踪宣告審判確定
松山家庭裁判所今治支部裁判所書記官

平成２８年（家）第２８７号
本籍長崎県諫早市川内町2173番地ロ第２、最後の住所長崎県諫早市川内町2173番地ロ一第２
不在者　内田　政**年**
昭和23年８月12日生
平成29年３月11日失踪宣告審判確定
長崎家庭裁判所諫早出張所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２９年（家）第４号
本籍広島県尾道市栗原町8359番地、住所広島県尾道市因島重井町山田3992―10平前方
申立人（失踪者）　黒飛　信子
昭和17年７月15日生
平成29年３月９日失踪宣告取消審判確定
広島家庭裁判所尾道支部裁判所書記官

平成２９年（家）第１０号
本籍山口県宇部市大字沖宇部4385番地１、住所広島県安芸高田市吉田町相合1144番地２パークハウス弐番館107号室
申立人（失踪者）　倉増　　稔
昭和30年12月30日生
平成29年３月16日失踪宣告取消審判確定
広島家庭裁判所三次支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２８年（へ）第２号
東京都江東区亀戸２丁目17番15号
申立人　株式会社小黒組
代表者代表取締役　千代田則雄
権利を争う旨の申述の終期　平成29年３月15日
平成29年３月17日　本庄簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＬＣ63928
金額　3,000,000円
支払期日　平成28年10月15日
支払地　埼玉県深谷市
支払場所　株式会社埼玉りそな銀行深谷支店
振出日　平成28年６月20日
振出地　埼玉県深谷市仲町８番19号
振出人　株式会社鈴木工務所　代表取締役　鈴木　弘彦
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＬＣ63929
金額　497,000円
支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、最終所持人は⑴と同じ

平成２８年（へ）第２号
和歌山市加納230―17
申立人　ＴＮ　ＲＥＳＩＮこと　中西　孝博
権利を争う旨の申述の終期　平成29年３月14日
平成29年３月15日　和歌山簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　Ｅ78085
金額　845,000円
支払人　紀陽銀行紀の川支店
支払地　和歌山市市小路174―３
振出日　平成27年12月30日
振出地　和歌山市梶取322番地
振出人　オーロン物産株式会社
最終所持人　申立人

平成２８年（へ）第１号
東京都千代田区霞が関１丁目３番２号
申立人　日本郵便株式会社
代表者代表取締役　横山　邦男
権利を争う旨の申述の終期　平成29年３月15日
平成29年３月17日　宮崎簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＡＡＦ2093
金額　524,038円
支払人　株式会社宮崎銀行本店営業部
支払地　宮崎市
振出日　平成28年９月23日
振出地　宮崎市
振出人　社会医療法人同心会　理事長　古賀和美
最終所持人　申立人

平成２８年（へ）第２号
福岡県久留米市宮ノ陣町若松１番地の９
申立人　株式会社ニシケン
代表者代表取締役　長崎　　学
権利を争う旨の申述の終期　平成29年３月15日
平成29年３月17日　宮崎簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡＥ8289
金額　251,856円
支払期日　平成29年３月31日
支払地　宮崎市
支払場所　宮崎銀行本店営業部
振出日　平成28年11月30日
振出地　宮崎市
振出人　株式会社コマツレンタル宮崎　代表取締役　後藤　健治
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続における保全管理命令

平成２９年（フ）第５７２号
大阪市大正区南恩加島５丁目７番７号
債務者　株式会社創正
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　木村　真也
平成29年３月27日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４３号
神奈川県横須賀市望洋台11番15号
債務者　株式会社ライフフィールド
代表者代表取締役　長谷川敏彦
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　義久
４　破産債権の届出期間　平成29年４月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午前11時
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第５５号
青森市大字幸畑字谷脇62番地３－１
債務者　有限会社興領技建
代表者代表取締役　吉田　正義
１　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　史行
４　破産債権の届出期間　平成29年４月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月29日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５８号
千葉県成田市飯田町143番地80
債務者　株式会社夢舎
代表者代表取締役　秦　　幹博
１　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金城未来彦
４　破産債権の届出期間　平成29年４月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月５日午前10時30分
千葉地方裁判所佐倉支部